

(案)

令和3年2月16日

新型コロナウイルスワクチン接種における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）については、既に海外では接種が開始され、国内においても、現在、各薬品メーカーが薬事承認申請手続を進めております。

また、本市においても、令和3年1月に厚生労働省との共催により、ワクチン接種会場の運営訓練を実施してまいりました。

今後、接種主体となる本市では、ワクチンの供給開始後、安全かつ確実に、そして可能な限り速やかに、希望する市民にワクチンを接種できるよう、次の方針に基づき、ワクチン接種に係る取組を進めることといたします。

- 1 ワクチン接種については、4月から市民の皆様への接種を開始できるよう必要な準備を進める。ただし、国や神奈川県の方針やワクチンの供給スケジュール等によっては、接種開始時期や接種場所の変更等も含め、柔軟に対応する。
- 2 特設会場における接種（以下、「集団接種」という。）、協力医療機関での接種（以下「個別接種」という。）、施設等を巡回して行う接種（以下「巡回接種」という。）を併用し、できるだけ早期に、市民の皆様への接種を実施する。
- 3 集団接種について、接種開始時においては市民館を中心に各区1カ所程度の会場設置とする。この場合において、既に予約済の市民利用については、予約キャンセルの手続等を進める。
- 4 集団接種体制については、接種開始後の医療従事者の確保状況や接種の申込状況等を勘案し、接種箇所の変更や増減を含め、柔軟に対応する。また、個別接種体制が拡充し、接種体制が充足した場合については、集団接種会場を縮小・廃止する。
- 5 個別接種については、医療機関や各種医療関係団体と連携・協力し、市民が身近な協力医療機関で接種を受けられる体制の構築を行う。
- 6 巡回接種については、高齢者が入所・居住する社会福祉施設等で実施する。
- 7 ワクチンの優先接種の対象者や申込方法など、ワクチン接種に係る詳細な情報について、可能な限り迅速かつ的確に市民の皆様へ発信する。

- 8 ワクチン接種については、全庁一丸となって取り組むとともに、安全・安心かつ公平・迅速なワクチン接種を行うことができるよう、市民の皆様への影響を鑑みながら、一部業務の縮小や休止を行った上で、職員配置や必要な組織の整備、応援職員の派遣等を適宜実施する。